

## 第1回 伊万里市農業委員会会議

1. 日 時 令和6年1月4日(木)  
開会 14時00分  
閉会 14時40分
2. 場 所 市役所 大会議室
3. 出 席 14名
4. 欠 席 0名

議席	氏 名	出席	議席	氏 名	出席
1	西山 哲	○	8	松永 久美子	○
2	山口 光壽	○	9	湊上 幸雄	○
3	岩橋 重幸	○	10	黒川 博隆	○
4	古藤 大助	○	11	副島 敏和	○
5	中島 一男	○	12	前田 勉	○
6	岩永 純一	○	13	田中 平市	○
7	木須 治紀	○	14	梶原 賢治	○

議事録署名者 2番 山口 光壽

8番 松永 久美子

5. 事務局職員

職名	氏 名	職名	氏 名
事務局長	松尾 省吾	農地係長	末吉 亜紀
書 記	前田 真理子		

6. その他出席者

なし

7. 付議事項

議案第 1 号	農地法第 5 条の申請について
議案第 2 号	農地法第 4 条の申請について
議案第 3 号	農地法第 3 条の申請について
議案第 4 号	農用地利用集積計画 [農業経営基盤強化促進事業]について

8. 報告事項

報告第 1 号	農地法第 18 条第 6 項通知の受理について
報告第 2 号	共有者不明農用地等の公示に係る農用地利用集積等促進計画[農地中間管理事業]
報告第 3 号	農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当するか否かの判断について

9. 連絡事項

なし

<p>議長</p>	<p>みなさん、こんにちは。  (挨拶)  それでは、ただいまより第1回農業委員会会議を開会します。  本日の欠席者はいません。</p> <p>次に、議事録署名人の御依頼を申し上げます。  今回は2番 山口 光壽委員、8番 松永 久美子委員です。  事務局で作成する議事録が完成次第御署名をお願いします。</p> <p>本日の議案数は、4つです。</p> <table border="0"> <tr> <td>議案第1号</td> <td>農地法第5条の申請について</td> <td>2件</td> </tr> <tr> <td>議案第2号</td> <td>農地法第4条の申請について</td> <td>2件</td> </tr> <tr> <td>議案第3号</td> <td>農地法第3条の申請について</td> <td>4件</td> </tr> <tr> <td>議案第4号</td> <td>農用地利用集積計画 [農業経営基盤強化促進事業]  について  利用権設定 通年</td> <td>17件</td> </tr> </table> <p>また、報告事項は、3つです。</p> <table border="0"> <tr> <td>報告第1号</td> <td>農地法第18条第6項通知の受理について</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>報告第2号</td> <td>共有者不明農用地等の公示に係る農用地利用集積等  促進計画[農地中間管理事業]について</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>報告第3号</td> <td>農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否か  の判断について</td> <td>4件</td> </tr> </table> <p>となっております。  それでは、議事に入ります。  議案第1号 農地法第5条の申請について、事務局から説明をお願いします。</p>	議案第1号	農地法第5条の申請について	2件	議案第2号	農地法第4条の申請について	2件	議案第3号	農地法第3条の申請について	4件	議案第4号	農用地利用集積計画 [農業経営基盤強化促進事業] について 利用権設定 通年	17件	報告第1号	農地法第18条第6項通知の受理について	1件	報告第2号	共有者不明農用地等の公示に係る農用地利用集積等 促進計画[農地中間管理事業]について	1件	報告第3号	農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否か の判断について	4件
議案第1号	農地法第5条の申請について	2件																				
議案第2号	農地法第4条の申請について	2件																				
議案第3号	農地法第3条の申請について	4件																				
議案第4号	農用地利用集積計画 [農業経営基盤強化促進事業] について 利用権設定 通年	17件																				
報告第1号	農地法第18条第6項通知の受理について	1件																				
報告第2号	共有者不明農用地等の公示に係る農用地利用集積等 促進計画[農地中間管理事業]について	1件																				
報告第3号	農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否か の判断について	4件																				
<p>事務局</p>	<p>議案第1号 1番についてご説明します。  議案は1ページになります。  図面は1ページから7ページです。  申請地は〇〇〇〇地区です。  譲受人が建売分譲住宅として使用するための申請です。  農地区分は第2種農地。  許可基準としましては、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p>																					

事務局	<p>続きまして、議案は1ページ、2番になります。          図面は8ページから10ページです。          申請地は〇〇〇〇地区です。          譲受人が駐車場及び資材置場として使用するための申請です。          なお、許可を受けずに〇〇〇頃に駐車場として利用していたとして譲渡人より始末書が添付されています。          農地区分は第2種農地。          許可基準としましては、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>議案第1号 については以上2件です。</p>
議長	<p>それでは1番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>譲受人の代理人が来られました。分譲住宅での申請とのこと。周りを確認したところ、耕作農地には接しておらず、営農関係には影響ないものと思っております。雨水については、既存の側溝から川に流れる、生活用水については下水道を利用するとなっております。区長さん、生産組合長さんの承諾もあり、私も別段問題ないと思っております。ご審議よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>1番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>特に無いようですので、続きまして、2番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>現地の方を確認しに行きましたが、駐車場の形ができておりました、始末書を出されたということで、図面に描かれているとおりに駐車場の形になっていました。排水関係も確認して、用水路等もできていましたので、問題ないと思います。区長さん、生産組合長さんの印鑑も押してありました。ご審議よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>2番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>特に無いようですので、農地法第5条の申請2件については承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。</p> <p>続きまして、議案第2号 農地法第4条の申請について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第2号 について説明します。</p>

事務局	<p>議案第2号 1番についてご説明します。  議案は2ページになります。  図面は11ページから13ページです。  申請地は〇〇〇〇地区です。  申請人が植林として使用するための申請です。  なお、許可を受けずに〇〇〇頃にヒノキを50本植えていたとして始末書が添付されています。  農地区分は第2種農地。  許可基準としましては、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案は2ページ、2番になります。  図面は14ページから18ページです。  申請地は〇〇〇〇地区です。  申請人が一般住宅として使用するための申請です。  農地区分は第2種農地。  許可基準としましては、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。  議案第2号 については以上2件です。</p>
議長	1番について担当委員から説明をお願いします。
担当委員	ここは、昔、樹園地で梨を植えてあったところらしいですけども周りは山ばかりなので他の土地には問題ないと思います。ご審議よろしくをお願いします。
議長	<p>1番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>特に無いようですので、続きまして、2番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	敷地が隣接しておりまして、現在家が建っている所の隣に家を建てるということで現地を見に行ってきました。特に問題ないと思います。ご審議よろしくをお願いします。
議長	<p>2番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>特に無いようですので、農地法第4条の申請2件について承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。</p>

議長	続きますして、議案第3号 農地法第3条の申請について事務局から説明をお願いします。
事務局	<p>議案第3号 4件について御説明いたします。</p> <p>議案は3ページから4ページになります。 申請事由や経営状況を掲げております。 全て農地法第3条第2項の各号には該当しないため、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしております。</p> <p>議案第3号 については以上4件です。</p>
議長	議案第3号 について議案の3ページから4ページを見ていただき、御意見、御質問はございませんか。
○番委員	4番ですが、譲受人は新規就農ですけども、梨かぶどうを栽培されるのですか。
事務局	提出いただいている申請書によりますと梅としいたけになっております。しいたけについては原木があるということで、それを利用して作るという計画です。
○番委員	若い方ですか。
事務局	42歳くらいです。
議長	<p>議案第3号 について議案の3ページから4ページを見ていただき、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>特に無いようですので、議案第3号 農地法第3条の申請については許可といたします。</p> <p>続きますして、議案第4号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年17件について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第4号 利用権設定の通年について御説明します。</p> <p>議案の5ページから7ページに明細書を、8ページから17ページに農用地利用集積計画書を掲げております。 借受人が11名、貸付人が17名で、面積は田が50,528㎡です。利用目的、利用権設定期間、借賃などは明細書に記載しているとおりです。</p> <p>議案第4号 利用権設定の通年については以上です。</p>
議長	議案第4号 農用地利用集積計画 [農業経営基盤強化促進事業] の利用権設定の通年について、御意見、御質問はございませんか。

議長	<p>&lt;なし&gt;</p> <p>特に無いようですので、議案第4号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕の利用権設定の通年については申し出のとおりに決定します。</p> <p>議案についての審議は以上になります。 続きまして、報告事項に移ります。</p> <p>報告第1号 農地法第18条第6項通知の受理について事務局より報告をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第1号 について御説明します。 議案は18ページになります。</p> <p>1件受理しており、解約の事由、通知の内容については記載のとおりです。</p> <p>報告第1号 については以上です。</p>
議長	<p>報告第1号 農地法第18条第6項通知の受理について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>特に無いようですので、続きまして、報告第2号 共有者不明農用地等の公示に係る農用地利用集積等促進計画〔農地中間管理事業〕について事務局から報告をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第2号 共有者不明農用地等の公示に係る農用地利用集積等促進計画〔農地中間管理事業〕について御説明いたします。</p> <p>議案は19ページから20ページになります。 こちらは令和5年10月委員会の議案第45号にて審議した「共有者不明農用地等の公示について」に基づく「農用地利用集積等促進計画」の利用権設定であります。 「共有者不明農用地等の公示について」の議案に併せて上程する「農用地利用集積等促進計画」の議案が上程できていなかったため、今回の報告となったものです。 なお、「農用地利用集積等促進計画」については既に2ヶ月の公示期間が終了し、この期間中の不確知共有者からの異議の申し出がなかったため、同意されたものとみなされております。公示終了後は農業委員会の意見聴取をせずに、県の許可の手続きに移るという流れになるため、今回は議案事項ではなく報告</p>

事務局	<p>事項とさせていただきます。</p> <p>報告第2号 共有者不明農用地等の公示に係る農用地利用集積等促進計画[農地中間管理事業]については以上1件です。</p>
議長	<p>報告第2号 共有者不明農用地等の公示に係る農用地利用集積等促進計画[農地中間管理事業]について、御意見、ご質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>特に無いようですので、続きまして、報告第3号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について事務局より報告をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第3号 について御説明いたします。</p> <p>議案は、21ページになります。</p> <p>1番と4番については所有者から非農地相談があり、現地確認を行った結果、非農地相当であったため、当該農地を非農地と判断するとして報告しております。</p> <p>2番と3番については農地パトロールにて非農地相当としていましたが、所有者が死亡し相続人不明になっている場合や、所有者が市内在住でない場合などの理由により、非農地判断についての事前通知を行っておりませんでした。</p> <p>今回、農地の所有者より非農地についての申し出がありましたので、当該農地を非農地と判断するとして報告しております。</p> <p>報告第3号 についての説明は以上です。</p>
議長	<p>報告第3号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>特に無いようですので、これで報告事項を終了します。</p> <p>これで第1回農業委員会会議を閉会します。</p>